



企業人として博多の地「元」を「輝」かせ、元気にしたいという思い。
また、地元経済へのエール(応援)も込めて。

博多元輝会会則

2015年11月12日承認

第1章 総則

(会の名称)

◇ 当会の名称は「博多元輝会」とする。

経営者のみならず地元福岡の新しきリーダーを志す者が集まる団体とし「楽しく」「自由に」「元気よく」を指針とする。

(会の目的)

◇ 本会は、不動産関連企業を中心とした生活総合ネットワークを作り意見交換の場を設け、企業発展の為のアフター活動とする。また本会は個人が仕事とプライベートを充実させる為の自己啓発活動に努め、それを志す会員を支援するための機会を会員に提供すると共に、会員相互の啓発と親睦をとおして共に学び、助け合い、人格の向上に努めることを目的とする。

(会の方針)

◇ 当会に集まって頂いている会員は会社の規模や売上、社員構成など様々ではありますが、一人一人が企業の代表者であり、経営者です。各人、会社設立や経営にあたっては人並みならぬ努力と熱意で現在があり、そして元輝会という「縁」で出会ったメンバーであります。よってお互いを経営者としてお互いを尊重しメンバー全員がフラットな関係づくりに努めることを方針とします。

(会の内容)

◇ 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 不動産動向に関する情報交換
- (2) 会員相互の啓発、親睦の為に必要な会合
- (3) 情報収集の為に国内旅行、海外視察
- (4) 定例会の開催
- (5) その他、前各号の目的を達成する為に必要な事項

(事業年度)

◇ 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収支決算)

◇ 収支決算書は、会計が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し定例会にて会員に報告する。

(会則の改正及び解散)

◇ 会則の改正及び解散決議は、総会において総会員の3分の2以上の賛成をもっておこなう。

第2章 会 員

(会員資格)

◇本会の目的に賛同する企業経営者、及び企業経営に準ずる福岡のリーダーを志す会員をもって構成する。

(入会)

◇本会の会員になろうとするものは、会員の推薦と理事会の承認を得てオブザーバーとして参加し下記を得て会員となる。

- (1) 入会の申請には会員1名以上の推薦人と会員の2/3以上の承認を必要とする。
- (2) 推薦人の会員は入会初年度に限り、新会員の責任を負うものとする。
- (3) 同一の法人または事業体からの入会は、1名を超えることができない。

(入会金及び会費)

◇会費及び入会金は次のとおりとする。

- (1) 入会金は無料とする。
- (2) 会費は年間3万円とし、毎年度3月に前納する。
- (3) 新入会者、再入会者については入会の月から月割りにて算出する。
- (4) 自主退会する者は既に前納した会費等は返還しないものとする。

(会員の資格喪失)

会員が定例会に理由なく、連続して3回以上欠席した場合、または会費の納付を3ヶ月以上遅滞したときは脱会したものとみなす。但し、特別の事由がある場合は事前に相談し理事会の協議に委ねる。

(退会)

◇会員が退会しようとするときは、その旨を理事会に届け出なければならない。

(再入会)

◇特別の事由により退会した会員は理事会の承認にて再入会できる。

(除名)

◇会員が次の各号のいずれかに該当するときは、定例会において総会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の会則又は諸規則に反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。又、本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

第3章 定例会と役員

(運営)

- ◇定例会は、2ヶ月に1回開催を基本とする。開催日は原則として偶数月の第2水曜日とする。（*要調整）
- ◇新年会と忘年会に関しては年間スケジュールを基に臨機応変に開催する。
- ◇その他、理事会にて必要と判断した場合は臨時定例会を開催する。

(義務)

- ◇会員は本会の活動を通じて知り得た他の会員の固有情報やアイデア、その他一切の情報を当該会員の書面による承諾なくして利用しないものとし、当会の健全な運営に必要な守秘義務を負うものとする。
- ◇個人のプライバシーに関する事柄を他言し、会運営を妨げない。

(役員)

本会に次の役員を置く

- ◇理事長 / 1名 ◇副理事長 / 1名 ◇幹事 / 1名 ◇会計 / 1名 ◇広報 / 1名

(役員任期)

- ◇役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- ◇役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(選任)

- ◇新理事選任は、理事会において会員の中から推薦し、定例会にて会員の過半数の承認を必要とする。

(役員任務)

- ◇本会則に定めのない事項については理事会において協議のうえ決するものとし、緊急の場合は理事長の同意により処理するものとする。
- ◇緊急の場合に理事長の同意により処理した事項は直後の理事会に報告し、必要であれば会員にも報告する。

(会計)

- ◇本会の経費は会費・その他の収入をもって運営するものとする。
- ◇会計の任務は、すべての資金を管理保管し、要求ある毎に説明を行い、その他通常会計に付随する任務を行う。

(会計年度)

- ◇会計年度は4月1日から翌年3月末日までとする。

第4章 慶弔規程

博多元輝会会則により会員に対して、慶弔及び表彰はこの規定にさだめる。

<慶事>

- (1) 会員が結婚した場合、お祝いとして／3万円及び祝電
- (2) 会員に子供が出来た場合、出産祝いとして／1万円
- (3) 本社・社屋の落成の場合 お祝いとして／1万円
- (4) 二親等までの結婚の場合（報告が有る時）／祝電
- (5) 上記の他、理事会が必要と認めた場合／3万円の範囲内においてお祝いの意を表す。

<弔事>

- (1) 会員が死亡した場合 弔電・大柩・香典／5万円
- (2) 会員の配偶者及び一親等までの者が死亡した場合／2～3万円
- (3) 上記の他、理事会が必要と認めた場合／3万円の範囲内において見舞いの意を表す。

<見舞い>

- (1) 会員が3週間以上入院した場合、見舞い品／1万円
- (2) 本社・自宅及び社屋が火災、水害床上に見まわれた場合／1万円
- (3) 上記の他、理事会が必要と認めた場合／3万円の範囲内において見舞いの意を表す。

第5章 補則

(部会)

◇要望の多い会合は博多元輝会の名称のもと部会等を設置し、共に学び、技術の向上に努めることを目的とする部会を有志を募り設置できる。(ゴルフ部等)

(名称の使用)

◇会員が自社業務活動にて独自に「博多元輝会」の名称を使用する場合は理事会の承認を必要とする。

(事務局)

◇本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(書類及び帳簿の整備)

この会の事務局に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員の名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (4) 会則に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他の必要な書類及び帳簿

